

新高額障害福祉サービス等給付費等のご案内

居宅介護など、特定の障害福祉サービスを介護保険サービスへ切り替える場合…

介護保険サービスの利用者負担の一部が払い戻しされる場合があります。

これまで

介護保険でサービスを利用した場合、必ず利用者負担（1割）がかかっていた。

一定の要件を満たす場合

これから

事業所へ支払った介護保険の利用者負担（1割）が、区役所で手続きすることで払い戻しされる。

払い戻しされる可能性のある方

65歳に到達した時点で、①～④の条件を全て満たす方

- ① 5年間継続して切り替え対象の障害福祉サービスのいずれかの支給決定を受けていること
- ② 障がいのある方本人及び同じ世帯の配偶者の方が課税されていないこと
- ③ 障害支援（程度）区分2以上の認定を受けていること
- ④ 過去に介護保険サービスを利用していないこと

※ 払い戻し希望月の障害福祉サービスの利用状況などによっては、払い戻しされない場合もあります。

切り替え対象の障害福祉サービス

居宅介護

重度訪問介護

生活介護

短期入所

払い戻し対象の介護保険サービス

訪問介護

(地域密着型)
通所介護

短期入所
生活介護

小規模多機能型
居宅介護

切り替える場合のイメージ（例）

65歳まで

障害福祉サービス

居宅介護

短期入所

行動援護

介護保険サービス

介護保険サービスに切り替え

切り替え対象以外は継続

65歳以降

障害福祉サービス

介護保険サービス

訪問介護

短期入所
生活介護

行動援護

払い戻しにより
利用者負担が
0円になります。

手続き方法などは裏面へ

～手続きの流れ～

- ① 介護保険サービスを利用し、自己負担分の金額を事業所に支払った後、お住まいの区の保健福祉課で払い戻しの手続きを行います。
- ② 入金日が確定したら、区役所から支払額が記載された決定通知書が送付されます。
- ③ 手続きの際にご指定いただいた口座に、支払額が振り込まれます。
※ 利用した事業所の実績などを確認する必要があるため、振込みまでは数ヶ月かかる場合があります。

～Q&A～

Q 手続きの際に必要なものがありますか？

- A 身分証明書と、ご本人名義の口座の分かる書類（通帳の写しなど）が必要です。
※ ご本人の名義以外の口座に振込みを希望する場合は、委任状が必要です。
※ 公金受取口座を利用する場合は、口座の分かる書類は不要です。

Q 払い戻しの対象となるのは、いつからの利用分になりますか？

- A 平成30年4月以降の利用分から対象となります。
※ 平成30年3月以前の利用分については、対象ではありません。

Q 手続きは毎月行わなければならぬのですか？

- A 手続きについては、複数月分をまとめて行うことができます。

Q 介護保険サービスであれば、全て払い戻しを受けられるのでしょうか？

- A 払い戻し対象の介護保険サービスのみが払い戻しされます。
※ 介護予防サービス、総合事業は払い戻し対象外です。

その他、ご不明な点はお住まいの区の保健福祉課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

○○区保健福祉課給付事務係

TEL：○○○-○○○○